

☆ 安保法案、強行採決は許されない

― 国民が勘違いしているうちに決めてしまおうとしている ―

一般の人に聞いてみると

◇ この法案について、何も知らない人にどう思うかと聞いてみると「中国や北朝鮮が攻めて来そうだからいいんじゃない」という答えが多く返ってきます。

実は勘違いさせられている

◇ しかし、この事態には新しい法律を作らなくても、現憲法で認めている個別的自衛権行使（専守防衛）で十分対処できるのです。（注）

◇ にもかかわらず安倍さんは、「安全保障環境の変化」という難しい言葉を使つて、自分の国が攻められていないのに、出て行つてアメリカの戦争に荷担する法律（＝集団的自衛権行使）を作ろうとしているのです。

◇ つまり私たちは、攻められたときに水際で自衛する個別的自衛権行使（専守防衛）と、攻められていないのに攻めに行く集団的自衛権行使を混同して勘違いさせられているのです。

◇ さすがに憲法学者はこの法案の本質を見抜いて、これは憲法違反の法律になると明言しました。この法律は作つてはいけない法律なのです。

国民が勘違いしているうちに強行採決しようとしている

◇ 政府与党は、憲法違反のこの法案を国民の勘違いをいいことに、今週中に強行採決で決めてしまおうとしています。

日本のゆくえ（戦争か平和か）が決まる重大な法案を、時間が来たから決めてしまうというのは、全く国民無視の暴挙です。

◇ 浜松市憲法を守る会は、この法案に反対するとともに強行採決を絶対に認めません。

本当にやりたいのなら憲法を変えてから

◇ 安倍さんは、「学者はそう言うが、ちよつとだけなら（限定的なら）わざわざ憲法を変えなくてもいいじゃないか」と国会で答弁しています。

◇ みなさん、交通事情が変わったから、たまには赤信号で横断歩道を渡つてもいいと思いませんか？ “道路交通法を変えてから” が正しいやり方でしょう。ましてや国の法律です。この法案もまず憲法を変えてからにするのが筋です。

（注） 個別的自衛権行使に武力を容認するか否か憲法第九条からみて議論があります。

二〇一五年九月十三日（日）護憲平和行進（通算583回目）

★ 浜松市憲法を守る会 事務局 浜松市中区紺屋町三〇一―一五
毎月第二日曜日・午後一時・浜松市役所正面玄関集合

〔日本国憲法第九条〕

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。